

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



作成日 2022年7月1日

一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 正会員

株式会社 ポッカクリエイト

フランチャイズ契約のご案内

株式会社 ポッカクリエイト

〒102-0074

住 所 東京都千代田区九段南4丁目8番21号

担当部署 開発部

T E L (03) 5275-2752

F A X (03) 5275-2766

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のため一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、「中小小売商業振興法」（以下『小振法』という）及び「中小小売商業振興法規則」（以下『施行規則』という）並びに「フランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について」（以下『フランチャイズガイドライン』という）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ加盟契約締結に際しましては、このご案内だけでなく、できる限り多くの資料を参考にさせていただき、第三者にご相談するなど、十分に時間をかけてからご判断されることをお勧めいたします。もし、ご不明な点や本資料に記載されていないこと等、確認したいことがあればご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

TEL (03) 5777-8701

この案内は、2022年7月1日に作成され、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

カフェ・ド・クリエへの加盟を希望される方へ

～フランチャイズ加盟契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は、「一杯のコーヒー」からはじまる「たくさんのしあわせ」というブランドコンセプトを掲げ、「カフェ・ド・クリエ」のフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、「カフェ・ド・クリエ」として、永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗イメージで統一しており、お客様に安心してご利用いただいております。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただく信頼を得るためには、どこの店舗でも同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、「カフェ・ド・クリエ」チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束していただきます。従いまして、最初から「カフェ・ド・クリエ」とは異なる独自の経営手法を重視され、「カフェ・ド・クリエ」のノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、「カフェ・ド・クリエ」への加盟をお勧めできません。

当社の「カフェ・ド・クリエ」チェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社は店舗ノウハウ、商品開発等のシステムの整備に相応な投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために相応の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して店舗運営を行います。このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことが「カフェ・ド・クリエ」店舗経営成功の鍵です。

当社「カフェ・ド・クリエ」チェーンの店舗経営に参加されている加盟店の成功が当社成長の源でもあるため、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。永続的な信頼関係と相互の発展を目的とする加盟店と当社は、共存共栄の相互関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同いただける方は、次のページへおすすみください。

目 次

項 目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
「カフェ・ド・クリエ」への加盟を希望される方へ	2		
第Ⅰ部 株式会社ポッカクリエイトと「カフェ・ド・クリエ」 フランチャイズシステムについて	5		
1. はじめに			
2. 本部の概要		規則第10条第2号	
社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業	6	〃 第10条第5号	
の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部	7	〃 第10条第1号	
の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等		〃 第10条第3号	
3. 会社組織図	8		
4. 役員一覧	8	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	9 10 11	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	12	規則第10条6号、11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項		規則第11条第6号ロ	
・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した		〃 第11条第6号ハ	
加盟者の店舗数	13	〃 第11条第6号ニ	
・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る			
店舗数			
・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る			
加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者			
の店舗数			
8. 訴訟件数	13	〃 第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	14		
1. 契約の名称等			
2. 売上・収益予測についての説明	14		2-(2)-1 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項		法11条1号、規則11条1号イ～ホ	2-(2)-7③
① 金銭の額または算定方法	14		
② 性質			
③ お支払いの時期			
④ お支払いの方法	15		
⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件			
4. オープンアカウント等の送金	15	規則第10条13号	3-1-②
5. オープンアカウント等の与信利率	15	規則第10条14号・15号	2-(2)-7⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項		法11条2号、規則11条2号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7 3-(3)
① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類	15		
② 商品等の供給条件			
③ 配送日・時間・回数に関する事項			
④ 仕入先の推奨制度	16		
⑤ 発注方法			
⑥ 売買代金の決済方法			
⑦ 返品			
⑧ 在庫管理等			
⑨ 販売方法			
⑩ 商品の販売価格について			
⑪ 許認可を要する商品の販売について			
7. 経営の指導に関する事項		法11条3号、規則11条3号イ～ハ	2-(2)-7②
① 加盟に際しての研修等実施の有無	16		
② 加盟に際し行なわれる研修の内容			
③ 開店時の援助	17		
④ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法および			
その実施回数			

項目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	18	法 11 条 4 号、規則 11 条 4 号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項	18	法 11 条 5 号、規則 11 条 5 号イ～ニ	2-(2)7⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-イ-④
① 契約期間			
② 契約の更新の条件および手続き			
③ 契約解除の条件および手続き			
④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	19		
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項	19	規則 10 条 12 号、11 条 7 号イ～ニ	2-(2)-7④
① お支払いいただく金銭の額または算定方法			
② 金銭の性質	20		
③ 支払時期			
④ 支払方法			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	20	” 第 10 条第 8 号	
12. テリトリー権の有無	21	” 第 10 条第 9 号	2-(2)-7⑧
13. 競業禁止義務の有無	21	” 第 10 条第 10 号	3-(1)-7
14. 守秘義務の有無	21	” 第 10 条第 11 号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	21	” 第 10 条第 16 号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	21	” 第 10 条第 17 号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	21		2-(2)-7⑥
後記 1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	22 23		
別冊. 「フランチャイズ事業を始めるにあたって」 中小企業庁			

第 I 部 株式会社ポッカクリエイトと

「カフェ・ド・クリエ」フランチャイズシステムについて

1. はじめに

当社は、パリのカフェ文化を継承した現代的な新しいタイプのオープンカフェ「カフェ・ド・クリエ」のフランチャイズシステムによる加盟店の募集および経営指導を目的として、1994年10月名古屋市千種区今池4-1-29において株式会社ポッカクリエイトとして発足いたしました。会社設立から約2ヶ月の準備期間を経て、11月30日に第1号店「カフェ・ド・クリエ伏見店」を名古屋市栄にオープン致しております。以来、首都圏、東海地区、関西地区を中心にチェーン展開を行い、現在はC-United株式会社のグループ企業として全国ネットの多店舗展開を実現し、全店で統一されたサービスを提供しております。

カフェ・ド・クリエを展開するにあたり人々が集い、憩い、文化を育む都市空間として、より多くの方々にご利用いただき、一杯のコーヒーから高品質な美味しさとくつろぎを味わって頂けるような店舗づくりを行ってまいりました。店舗サービスを通して、お客様に感謝の気持ちを伝えることができるような店舗づくりを目指しており、人々が集う美しい都市空間の創造と、徹底した美味しさへのこだわり、さまざまなお客様のご要望にお応えするメニュー開発など、一杯のコーヒーから生まれる豊かさとお届け致しております。

加盟契約をされた皆様には、店舗経営に必要な知識を本部実務講習で修得していただき、店舗オペレーションについても実際に店舗を使用して研修を行い、開店時には本部からの人材派遣を行うとともに、開店に必要な物品等を用意致します。開店後も本部から店舗巡回、店舗診断、経営指導、販売企画の立案と提供、事業を成功に導くフォローを徹底して行っております。「カフェ・ド・クリエ」チェーン本部として物流、情報システム、商品開発、商圈把握、顧客ネットワークなどのあらゆる分野で常に改革、創造を行い、店舗の競争力を高めるべく努力を重ねております。

加盟店の皆様と、継続的に信頼関係を保ち相互の繁栄を達成することが、当社の基本理念であり、加盟店の発展が当社の成長に寄与する相互関係にあります。当社は、加盟店と共に成長し社会的責任を十分に果たしながら企業拡大していくことが、今後の重要な責務であると認識しております。

2. 本部の概要

2022年5月10日現在

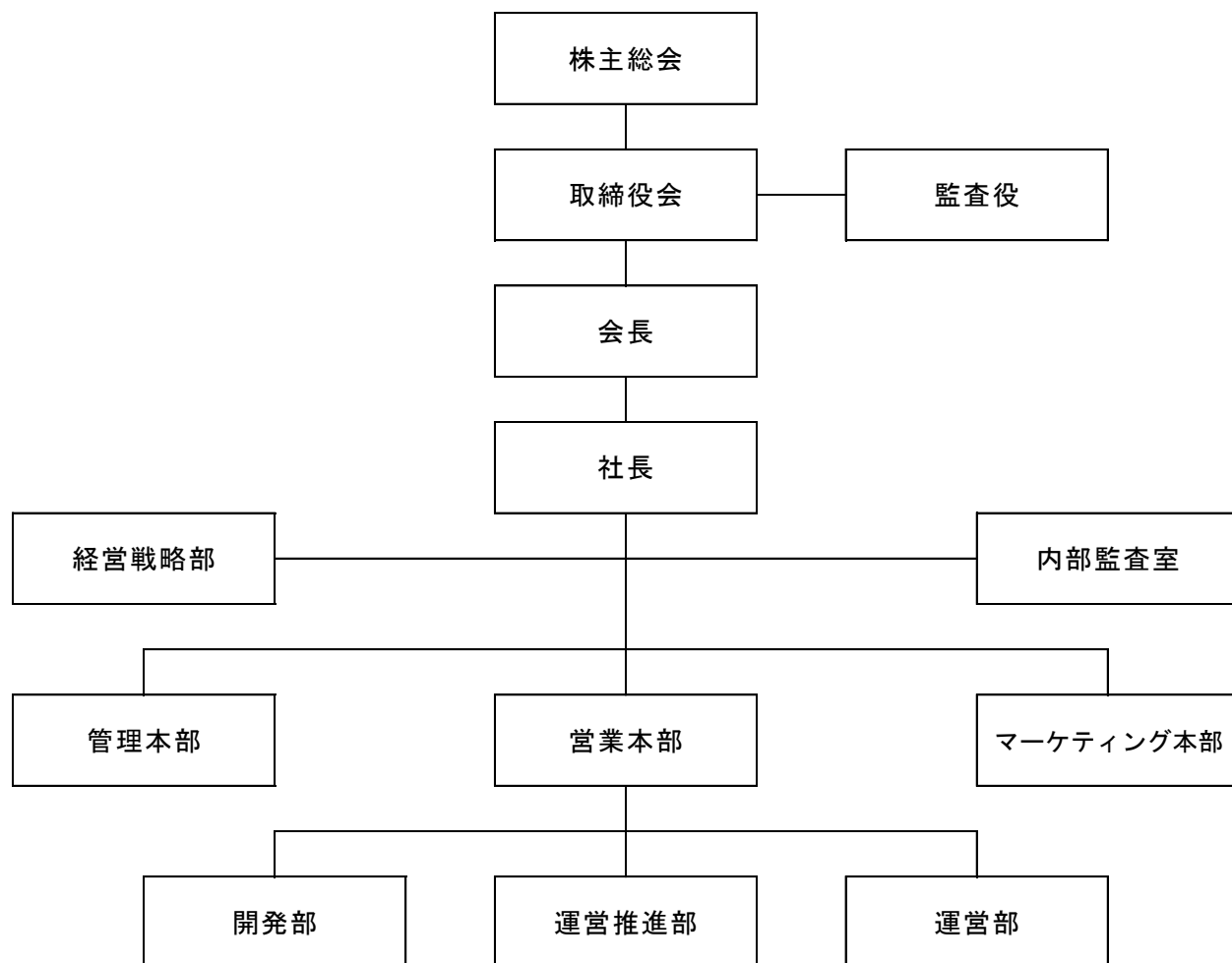
- (1) 社 名 株式会社 ポッカクリエイト
- (2) 所 在 地 〒102-0074
住所 東京都千代田区九段南4丁目8番21号
TEL (03) 5275-2752
FAX (03) 5275-2766
URL <http://www.pokkacreate.co.jp>
- (3) 資 本 金 5,000万円
- (4) 設 立 1994年10月7日
- (5) 事業内容 ①「カフェ・ド・クリエ」の経営
②「カフェ・ド・クリエ」のフランチャイズ加盟店の募集及び
加盟店の店舗運営に対するノウハウの提供
- (6) 事業の開始 株式会社ポッカクリエイト設立 1994年10月
直営1号店開始時期 1994年11月
フランチャイズ1号店開始時期 1996年 4月
- (7) 株 主 C-United 株式会社 (100%)
- (8) 主要取引銀行
みずほ銀行 名古屋法人支店
- (9) 従業員数 214名 (パート・アルバイトを除く)
- (10) 所属団体 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
一般社団法人 日本ショッピングセンター協会

【沿革】

1994年	10月	株式会社ポッカリエイト設立
1994年	11月	名古屋にカフェ・ド・クリエ第1号店出店
1995年	7月	東京に関東エリア1号店「市ヶ谷駅前店」出店
1996年	7月	大阪に関西エリア1号店出店
2004年	12月	愛知/刈谷にSA内1号店「刈谷オアシス店」出店
2006年	9月	東京/木場に「カフェ・ド・クリエ プラス（深川ギャザリア店）」1号店を出店
2009年	1月	「カフェ・ド・クリエカード」の展開開始
2009年	9月	東京/新橋に新デザイン1号店「日比谷通り西新橋店」出店
2011年	4月	福岡に九州エリア1号店出店
2012年	10月	徳島に四国エリア1号店出店
2013年	4月	愛知/東山動物公園内に新業態「メゾン・ド・ヴェール（東山動植物園店）」を出店
2014年	4月	札幌に北海道エリア1号店「札幌道新ビル」出店
2015年	10月	岡山に中国エリア1号店出店
2015年	10月	岐阜に「カフェ・ド・クリエ リーブル（カラフルタウン岐阜店）」1号店出店
2016年	4月	沖縄県1号店「イオンタウンとよみ店」出店
2016年	5月	大阪に「カフェ・ド・クリエ ホピタル（大阪市立総合医療センター店）」1号店出店
2016年	6月	秋田に東北エリア1号店「イオンモール秋田店」出店
2017年	3月	東京/荒川区の図書館含む複合施設「ゆいの森あらかわ」に「ゆいの森あらかわ店」出店
2018年	6月	松本に甲信越エリア1号店「松本駅前店」出店
2019年	7月	全国のカフェ・ド・クリエ、メゾン・ド・ヴェールに電子マネー決済を導入
2020年	11月	池袋に次世代型カフェとして「サンシャイン通り店」を「カフェ・ド・クリエ グラン」1号店としてリニューアルオープン
2021年	4月	カフェ・ド・クリエ公式アプリをスタート

3. 会社組織図

2022年4月1日現在



4. 役員一覧

2022年4月1日現在

代表取締役会長	友	成	勇	樹
代表取締役社長	上	野		修
常務取締役	長	坂	雅	英
取締役	市	川	洋	一
取締役	陳		毅	哲
監査役	小	田	剛	志

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

① 貸借対照表

(単位:千円)

期 別 科 目	第 26 期 (2019年12月31日現在)		第 27 期 (2020年12月31日現在)		第 28 期 (2021年12月31日現在)	
	金 額	構 成 比 %	金 額	構 成 比 %	金 額	構 成 比 %
流 動 資 産	805,355	16.8	811,838	16.8	939,022	21.0
現金及び預金	213,757		81,644		74,139	
売掛金	393,014		320,718		302,576	
商 品	9,690		7,250		8,804	
原 材 料	13,124		11,677		13,761	
貯 蔵 品	9,865		8,743		8,696	
前 払 費 用	125,535		128,991		124,100	
繰延税金資産	0		0		0	
短期貸付金	0		0		3,083	
未 収 入 金	7,992		20,099		88,122	
立 替 金	20,270		20,513		13,277	
その他流動資産	13,367		212,991		302,989	
貸倒引当金	△ 1,263		△ 794		△ 528	
固 定 資 産	3,997,054	83.2	4,006,673	83.2	3,529,524	79.0
有 形 固 定 資 産	2,328,839	48.5	2,100,868	43.6	1,910,508	42.8
建 物	1,825,857		1,705,148		1,418,885	
工 具 器 具 備 品	202,241		167,705		149,781	
リ ー ス 資 産	300,740		228,016		341,841	
無 形 固 定 資 産	11,144	0.2	10,495	0.2	7,618	0.2
ソ フ ト ウ ェ ア	1,753		1,199		646	
商 標 権	263		168		391	
電 話 加 入 権	9,126		9,126		6,580	
リ ー ス 資 産	0		0		0	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,657,071	34.5	1,895,310	39.4	1,611,396	36.1
長 期 貸 付 金	0		17,040		8,951	
破 産 更 生 債 権 等	3,284		3,284		0	
長 期 前 払 費 用	34,266		22,087		22,666	
繰延税金資産	57,012		290,653		124,901	
差 入 保 証 金	1,564,832		1,564,606		1,454,798	
そ の 他 投 資	660		660		90	
貸倒引当金	△ 2,984		△ 3,021		△ 11	
資 産 合 計	4,802,409	100.0	4,818,512	100.0	4,468,546	100.0

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(単位:千円)

期 別 科 目	第 26 期 (2019年12月31日現在)		第 27 期 (2020年12月31日現在)		第 28 期 (2021年12月31日現在)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流 動 負 債	2,007,157	41.8	3,004,106	63.2	3,263,296	73.0
買 掛 金	533,003		397,768		422,970	
短 期 借 入 金	401,903		1,967,939		2,116,604	
1年内返済予定長期借入金	230,000		0		0	
未 払 金	194,822		157,981		153,237	
未 払 利 息	4		9		5	
未 払 費 用	182,272		185,460		166,637	
未 払 法 人 税 等	19,926		8,306		16,028	
未 払 連 結 法 人 税	56,532		0		0	
前 受 収 益	1,684		870		1,662	
預 り 金	190,793		183,484		190,661	
未 払 消 費 税 等	52,933		17,847		20,175	
賞 与 引 当 金	38,400		37,050		45,000	
短 期 り ー ス 債 務	104,880		87,387		130,315	
固 定 負 債	608,957	12.7	547,646	11.4	657,190	14.7
長 期 未 払 金	17,829		14,177		27,864	
預 り 保 証 金	321,965		303,369		272,421	
退 職 給 付 引 当 金	55,179		66,465		74,922	
長 期 前 受 収 益	1,664		792		55	
長 期 り ー ス 債 務	212,317		162,840		281,926	
負 債 合 計	2,616,114	54.5	3,591,752	74.5	3,920,487	87.7
株 主 資 本	2,186,294		1,226,760		548,059	
資 本 金	100,000		100,000		100,000	
資 本 剰 余 金	344,513		344,513		344,513	
利 益 剰 余 金	1,741,781		782,246		103,545	
純 資 産 合 計	2,186,294	45.5	1,226,760	25.5	548,059	12.3
負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,802,409	100.0	4,818,512	100.0	4,468,546	100.0

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

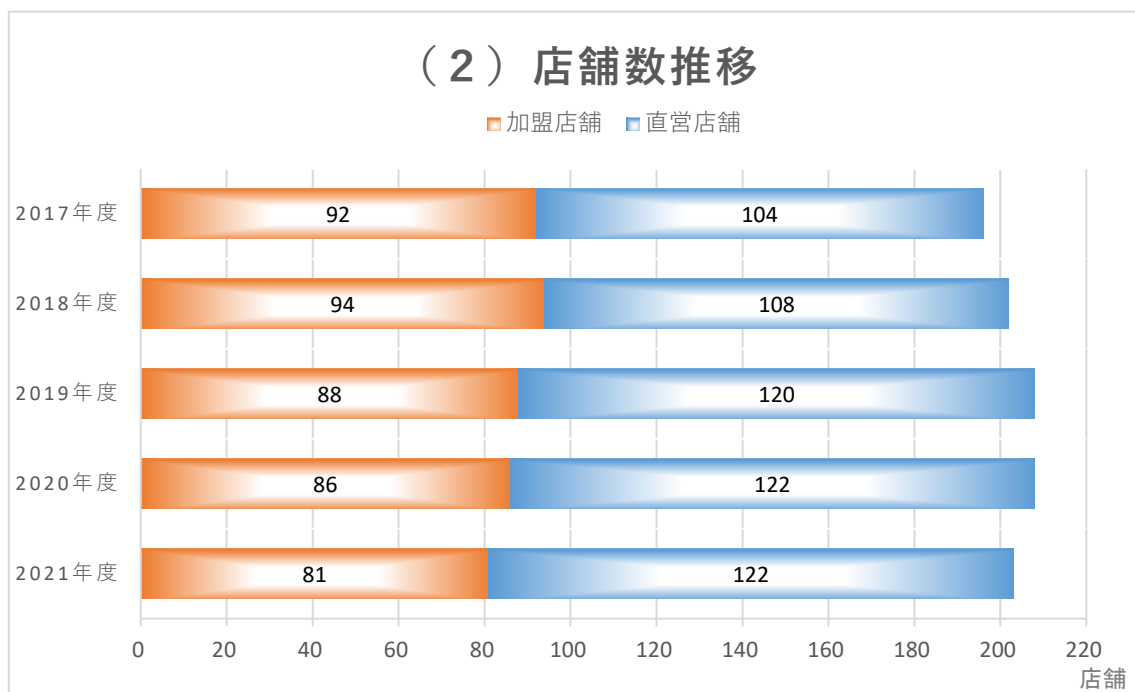
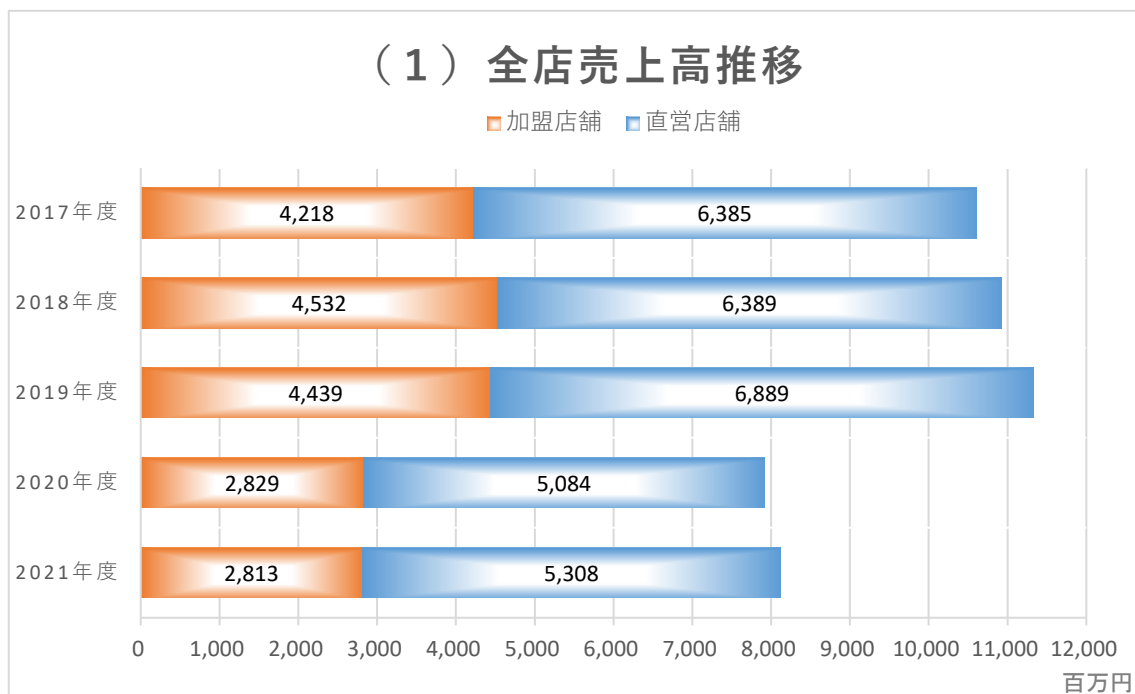
② 損益計算書

(単位:千円)

期 別 科 目	第 26 期 自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日		第 27 期 自 2020年 1月 1日 至 2020年 12月 31日		第 28 期 自 2021年 1月 1日 至 2021年 12月 31日	
	金額		金額		金額	
売 上 高		8,945,148		6,591,290		6,780,542
売 上 原 価		3,032,291		2,267,380		2,234,695
売 上 総 利 益		5,912,857		4,323,910		4,545,846
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,642,385		5,315,308		5,340,520
営 業 利 益		270,471		△ 991,397		△ 794,673
営 業 外 収 益						
受 取 利 息	17		1			
そ の 他	23,311	23,329	67,780	67,781	62,515	62,516
営 業 外 費 用						
支 払 利 息	3,305		5,094		8,664	
そ の 他	11,955	15,261	20,802	25,896	95,148	103,812
経 常 利 益		278,540		△ 949,513		△ 835,970
特 別 利 益						
そ の 他 特 別 利 益	7,904	7,904	60,504	60,504	535,544	535,544
特 別 損 失						
固 定 資 産 除 却 損	18,686		12,889		20,230	
減 損 損 失	108,702		213,668		399,250	
そ の 他 特 別 損 失	3,233	130,622	200,858	427,417	68,485	487,966
税 引 前 当 期 純 利 益		155,822		△ 1,316,426		△ 788,392
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	103,412		△ 123,250		△ 275,443	
法 人 税 等 調 整 額	△ 4,128	99,284	△ 233,641	△ 356,891	165,751	△ 109,692
当 期 純 利 益 (△ 損 失)		56,538		△ 959,534		△ 678,700

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

6. 売上・店舗数推移：加盟店・直営店別（2021年12月末現在）



※店舗数は各年度の期末店舗数です。

7. 加盟者の店舗に関する事項

直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年 度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2019 年度	3
2020 年度	4
2021 年度	5

直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年 度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2019 年度	6
2020 年度	9
2021 年度	10

直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年 度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2019 年度	15	0
2020 年度	12	0
2021 年度	21	0

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年 度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2017 年度	0	0
2018 年度	0	0
2019 年度	0	0
2020 年度	0	0
2021 年度	0	0

第Ⅱ部 フランチャイズ加盟契約の要点

1. 契約の名称等

カフェ・ド・クリエ フランチャイズ加盟契約書

2. 売上・収益予測についての説明

売上高予測及び売上高予測に基づき算出された収益予測につきましては、物件近隣の流動人口、商圈及び立地環境等根拠のある事実に基づき、合理的な算定方法に基づいて当社がシミュレーションいたしますが、売上高及び収益を当社が保証するものではありません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法

- 1) 加盟金 金 300 万円（別途消費税）
- 2) 保証金 金 150 万円
- 3) 店舗内装管理費 金 50 万円（別途消費税）
- 4) 店舗保証金及び敷金 本部が取得した店舗取得金額に準ずる。
自己物件若しくは直接契約の場合は必要ありません。

② 性質

- 1) 加盟金
 - ・ 『カフェ・ド・クリエ〇〇店』（〇〇は個々の店舗名）の営業表示使用の権利
 - ・ 開店前の研修費用及び教育費用
 - ・ フランチャイズパッケージの対価
- 2) 保証金
 - ・ フランチャイズ契約を継続するにあたり、加盟店の当社に対する債務の担保としてお預かりいたします。
- 3) 店舗内装管理費
 - ・ 店舗内外装設備設置にかかる内装管理費に充当いたします。
- 4) 店舗保証金及び敷金
 - ・ 本部が取得した店舗を、本部と賃貸借または転貸借契約を締結した場合、賃料等の担保としてお預かりいたします。

③ お支払いの時期

- ・ 加盟金、保証金及び店舗内装管理費の入金をもって、フランチャイズ加盟契約の締結を行います。
- ・ 本部と賃貸借または転貸借契約を締結する場合、店舗保証金及び敷金の入金をもって、賃貸借契約または転貸借契約の締結を行いません。

④ お支払いの方法

下記銀行口座にお振込みください。

振込先 みずほ銀行 名古屋法人支店
(普通預金) 1661486
口座名 株式会社ポッカクリエイト

⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件

1) 加盟金

・ 中途解約、契約期間満了を問わず、いかなる理由があっても返還されません。

2) 保証金

・ 契約が終了した時に、加盟契約者に返還されます。但し、当社に対して契約上の債務がある場合は、その債務と相殺し精算した残額が返還されます。尚、保証金には利息はつきません。

3) 店舗内装管理費

・ いかなる理由があっても返還されません。

4) 店舗保証金及び敷金

・ 本部と締結した賃貸借契約書若しくは転貸借契約書に規定された償却額を差し引いた金額を返還いたします。但し、当社に対して契約上の債務がある場合は、その債務と相殺し精算した残額が返還されます。尚、利息はつきません。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

当社は加盟店に対し、オープンアカウント及び売上金送金システムは採用しておりません。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

オープンアカウント勘定は採用しておりません。又、金銭の貸付・貸付の斡旋等は行っておりません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

① 加盟者に販売又は斡旋する商品の種類

「カフェ・ド・クリエ」チェーンの統一イメージを維持するため店舗で販売する商品、食材、厨房備品及びカフェ・ド・クリエの店舗運営に必要な物品を本部が販売又は斡旋いたします。

② 商品等の供給条件

当社とカフェ・ド・クリエフランチャイズ加盟契約を締結した加盟店に対し、継続的に商品・食材等の安定供給をいたします。

③ 配送日・時間・回数に関する事項

原則、納品日の前々日（24時）までに、店舗システムを介し発注データを

作成・送信して頂くと翌々日の営業開始時間前までに配送されます。

④ 仕入先の推奨制度

「カフェ・ド・クリエ」の均一的運営水準を維持し、又、その信用を保護するために、本部以外の仕入先から商品・食材等を購入することは原則できません。

⑤ 発注方法

本部が各加盟店に対しレンタルする POS システムにより発注データを作成し、通信回線を利用して本部にデータ送信していただきます。

⑥ 売買代金の決済方法

本部から仕入れた商品、原材料その他の物品の決済方法は毎月月末締めとし、翌月 25 日に「ロイヤリティー」「販売促進費」と共に当社指定口座に振込みにより支払っていただきます。

⑦ 返品

原則としてできません。但し、本部が認めたものに限り返品することができます。

⑧ 在庫管理等

商品・食材等の在庫管理は毎日行っていただき、販売に支障ないような発注をしていただきます。

⑨ 販売方法

「カフェ・ド・クリエ」のイメージの維持と向上を目的として、本部が企画した商品構成による販売とサービスを提供していただきます。

⑩ 商品の販売価格について

加盟店内における販売商品の価格は、加盟店自ら決定することはできません。

⑪ 許認可を要する商品の販売について

許認可を要する商品の販売は原則として行いません。

7. 経営の指導に関する事項

① 加盟に際しての研修等実施の有無

- ・ フランチャイズ加盟契約締結後契約店舗の開店に先立ち、本部が別途定めるカリキュラムに基づき、本部が指定する場所で加盟店研修を受講し、チェーン理念を実現させるために最低限必要となる技術および知識を習得していただきます。
- ・ 加盟店研修は店舗の運営に専属で従事する従業員のうち 2 名まで受講できます。但し、最低限店長 1 名は受講させなければなりません。

- ・ 研修費用は FC 加盟金に含まれますが交通費、宿泊費、参加者への日当等は契約者の負担となります。
- ・ 契約者は本部から加盟研修の終了認定を受けることを条件として、契約店舗を開店することができます。契約店舗の運営能力がチェーン全体の水準に比較して劣り、店舗運営に支障をきたす可能性があるると本部が判断した場合は、本部が指定する補充研修・再研修を受講しなければなりません。

② 加盟に際し行われる研修の内容

1) 実務講習

- a. カフェ・ド・クリエのコンセプトと店長業務
- b. フランチャイズビジネスの知識
- c. ストアマネジメント
- d. 商品知識
- e. 品質管理
- f. 接客サービス
- g. クリンリネス
- h. 販売促進
- i. 発注・販売・陳列・在庫管理
- j. 労務管理
- k. 会計管理
- l. 事務管理
- m. 情報管理
- n. その他

2) 店舗研修

- a. 品質管理実習
- b. 接客サービスの実習
- c. クリンリネスの実習
- d. POS レジスターの取扱実習
- e. 在庫・陳列・発注管理の実習
- f. 厨房・器具・設備のメンテナンス実習
- g. その他

③ 開店時の援助

契約店舗の開店に際し、1名以上の指導員の派遣を行います。派遣の期間は開店の3日前から開店日の3日後までを限度とします。

④ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数

本部の所定のプログラムに基づき、スーパーバイザーを原則として2ヶ月に1回程度の割合で派遣し、店舗運営の全般にわたり指導および技術援助を行います。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

① 使用させる商標、商号その他の表示



② 当表示の使用についての条件

上記の商標、ロゴ、マークは、「カフェ・ド・クリエ」フランチャイズチェーン加盟店の営業を目的とすること以外には使用できません。

フランチャイズ契約が中途解約又は終了した場合は、直ちに撤去しなければなりません。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

① 契約期間

契約締結の日から満5年です。

② 契約の更新の要件および手続き

契約満了日の6ヶ月前までに、本部及び加盟店双方で協議のうえ契約期間を満3年として更新することができます。ただし、有効期間は、本部及び加盟店が契約店舗の建物所有者と別途締結した賃貸借契約書の契約期間を超えることはできないものとし、賃貸借契約満了、解約及び解除等の事由により終了した場合、フランチャイズ契約は賃貸借契約終了と同時に終了するものとします。

③ 契約解除の条件および手続き

- 1) 加盟店においてフランチャイズ契約の規定に違反する行為があった場合、30日間の催告期間を設けて、その中止または是正を求め、催告期間を終了してもその違反が改められない場合は、加盟店との契約を直ちに解除することができます。
- 2) 加盟店において以下の条件に該当する場合は加盟店との契約を直ちに解除することができます。
 - ・ 本部に支払うべきロイヤリティー、商品および原材料代金、販売促進費、店舗家賃、その他本部への支払が2ヶ月以上遅延した場合。
 - ・ 税金の滞納処分、もしくはそれによる差押を受けた場合。
 - ・ 仮差押、仮処分又は強制執行を受けた場合。
 - ・ 手形、小切手の不渡り処分を受けた場合。

- ・ 加盟者または代表者が後見開始の審判、または失踪宣告の申立てを受け、もしくは自ら申立て、あるいは逮捕もしくは刑事訴追を受けた場合。
- ・ 本部および他の加盟店の信用もしくは名誉を著しく損なう言動、行為があった場合。
- ・ フランチャイジーとしての義務を遵守しない場合。
- ・ 加盟者もしくは契約店舗の営業もしくは経営に反社会的勢力・団体(構成員及び準構成員個人を含む)を関与させ(資本による参加及び役員としての参加を含む)、またはこれらの者の本契約店舗への出入りを許容した場合。
- ・ 事前報告なしに、加盟店の経営主体もしくは資本構成に大幅な変更が生じた場合。
- ・ 虚偽の営業報告を行った場合。
- ・ 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自ら申立てた場合。
- ・ フランチャイジーの地位を第三者に譲渡したとき。

- ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等
- 1) カフェ・ド・クリエチェーンのロゴ、マークなどの使用は直ちに中止し、マニュアル等本部から貸与を受けたものの返却、契約終了の日から7日以内に看板等の表示物及び商標の入った什器、食器、備品を加盟店の費用で撤去していただきます。
 - 2) 契約解除がなされた場合には、解除日の直近1年分のロイヤリティー相当額の違約金を支払わなければなりません。
 - 3) 契約解除に至る原因により又は、その他の理由に起因して「カフェ・ド・クリエ」チェーンの信用を著しく傷つけられた場合、本部が蒙った被害について損害賠償を請求いたします。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

- ① お支払いいただく金銭の額または算定方法
- 1) 商品及び原材料代金
本部からの仕入れ商材
その他運営上必要な物
 - 2) ロイヤリティー
加盟店舗における「月間純売上」の3.0% (別途消費税)
 - 3) 販売促進費
加盟店舗における「月間純売上」の1.5% (別途消費税)
(但し、売上により逡減あり)
 - 4) 店舗家賃
本部との賃貸借または転貸借に基づく一定額。
 - 5) その他

1 2. テリトリー権の有無

テリトリー権はございません。

1 3. 競業禁止義務の有無

契約期間中及び契約終了後1年間は、フランチャイズ契約に含まれている営業と同種、若しくは類似している事業に従事することはできません。

1 4. 守秘義務の有無

フランチャイズ契約により知り得たチェーンに関する営業機密、情報、ノウハウ等を第三者に知らせたり洩らすことはできません。また、本部から交付または貸与されたマニュアル、書類、資料等も第三者に開示することはできません。

1 5. 店舗の構造と内外装についての特別義務

店舗の内外装についてはカフェ・ド・クリエの統一イメージを損なうことがない様に、又、店舗の運営を左右するオペレーションのしやすい厨房設計・配置等「カフェ・ド・クリエ」の店舗設計は全て本部で行うことが加盟契約締結の条件となっております。

1 6. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

① 違約金

「商品及び原材料代金」「ロイヤリティー」「販売促進費」「店舗家賃」等の支払いを遅滞した場合は、支払期日の翌日以降100円につき日歩4銭の割合による遅延損害金を請求いたします。

② フランチャイジーとしての義務

- ・ 運営についての指導に対する積極的かつ着実な実行
- ・ 本部が企画した商品構成による商品の販売とサービスの提供
- ・ 商圏の拡大
- ・ 販売管理と経理
- ・ カフェ・ド・クリエのイメージの維持と向上

1 7. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

本部と加盟店は、「カフェ・ド・クリエ」フランチャイズシステムにおける独立の契約当事者で、その成功は加盟店の自主的且つ独立の責任に基づく判断及び手腕にゆだねられるものであり、本部がその成功を保証するものではありません。よって、本部が加盟店の事業活動上の損失に対する補償を行なうことはありません。

後記1.「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内	1			
「カフェ・ド・クリエ」への加盟を希望される方へ	2			
第I部 株式会社ポッカクリエイトと「カフェ・ド・クリエ」フランチャイズシステムについて	5			
1. はじめに				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	6 7			
3. 会社組織図 4. 役員の役職名及び氏名	8			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	9 10 11			
6. 売上・出店状況（直近3事業年度加盟店数の推移）	12			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数 8. 訴訟の件数	13			
第II部 フランチャイズ契約の要点 1. 契約の名称等 2. 売上・収益予測についての説明 3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法 ② 性質 ③ お支払いの時期	14			
④ お支払いの方法 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件 4. オープンアカウント等の送金 5. オープンアカウント等の与信利率 6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類 ② 商品等の供給条件 ③ 配送日・時間・回数に関する事項	15			
④ 仕入先の推奨制度 ⑤ 発注方法 ⑥ 売買代金の決裁方法 ⑦ 返品 ⑧ 在庫管理等 ⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について 7. 経営の指導に関する事項 ① 加盟に際しての研修等実施の有無	16			
② 加盟に際し行なわれる研修の内容 ③ 開店時の援助 ④ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数	17			

項 目	頁数	確 認 年月日	確 認 印	
			説明者	加 盟 希望者
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項 9. 契約期間、契約の更新および契約解消に関する事項 ① 契約期間 ② 契約更新の条件及び手続 ③ 契約解除の条件及び手続	18			
④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等 10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① お支払いただく金銭の額又は算定方法	19			
② 金銭の性質 ③ 支払時期 ④ 支払方法 11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	20			
12. テリトリー権の有無 13. 競業禁止義務の有無 14. 守秘義務の有無 15. 店舗の構造と内外装についての特別義務 16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など 17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	21			
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	22 23			
別冊. 「フランチャイズ事業を始めるにあたって」 中小企業庁				

年 月 日

説 明 者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、

加盟希望者 _____ 様のご理解をいただきました。

説 明 者 _____

加盟希望者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について、

説明者より説明を受け、理解いたしました。

加盟希望者氏名 _____ 印